



愛媛FC育成サポートクラブ「愛夢」



愛媛FC育成サポートクラブ 愛夢 会員規定

第1条(名称)

この会の名称は、愛媛FC育成サポートクラブ 愛夢(えむ)(以下クラブといいます)と称し、愛媛FC育成サポートクラブ 愛夢 事務局(以下事務局といいます)を設置し運営を行います。

第2条(所在地)

クラブ及び事務局の所在地は、愛媛県松山市三町三丁目 12 番 14 号(株式会社 愛媛 FC 内)とします。

第3条(目的)

クラブは、愛媛FC育成組織の活動と地域サッカーのレベルアップを支援することを目的とします。

第4条(会員)

1. クラブの入会資格は問いません。
2. 本規定を承認の上入会申し込みをした方のうち、事務局が入会に相当と認めた方をクラブ会員(以下会員といいます)とします。

第5条(保護者)

中学生以下の方が入会の申し込みをする場合には、保護者の同意を得るものとします。

第6条(保護者の責務)

保護者は、中学生以下の会員に代わって本規定第 6 条、第 7 条に定める会費の納入義務を直接履行する責を負うものとします。

第7条(会費)

1. 会員は所定の会費を納めなければなりません。
2. 会員はクラブが定める方法により、会費を納めるものとします。
3. 納められた会費はクラブに帰属し、いかなる理由があっても返却できません。

第8条(入会期間および継続)

会員の入会期間は、所定の会費を納めた日より直近のシーズン期間とします。

第9条(会員の権利)

会員はクラブの資産などについて何らの権利も請求権もありません。

第10条(退会)

会員が本規定に違反、またはクラブの名誉を傷つける行為をされた場合には、事務局はその会員を退会させることができるものとします。

第11条(届出事項の変更)

会員に届出事項の変更が生じた場合は、すみやかに E-メールまたは FAX にて事務局に連絡するものとします。

第12条(クラブの運営)

1. クラブは事務局が運営し執行するものとします。
2. 会員は事務局が運営し執行することの意思決定に関与することはできません。

第13条(規定の変更)

本規定の変更は事務局において変更手続きをなし、会員には別途連絡するものとします。

第14条(その他)

本規定に定めのない事項は、事務局において必要の都度、別に細則を定めるものとします。

クラブの設立年月日は平成 26 年 5 月 21 日とする。

本規定は平成 26 年 5 月 21 日より施行する。

平成 28 年 12 月 1 日より、本改定版を施行する。